

元治元年七月廿四日より元治元年七月廿五日まで

P8311167 right

廿四日戌 雲漸晴

昨日午下旧北堂俄に病勢盛にて尋常ならざる容躰の趣、暁天に私宅より報来る、猶引続申下  
齊

病氣重体の赴を落手す、一昨願出宅迄は起居常に替らざりしに、今此赴を得て夢の如く  
然悼故□を吞めり、随従中の勤蔵を即時帰府せしめ、諸般の手順、概略を示し遣す、昨夕  
約書持参の定役(孫七郎)同心(庄兵衛)帰府の届に来る、町田(耕)尋問羊糕一管贈らる、旧北堂  
易□の儀

内々咄し聞る、午時より瀬兵衛供に運上所へ出、瑞岡士へ面会の義申入処、明日飛脚船出航  
いたすに付、多忙

面晤いたし難く、尤来る廿八日迄に、再出張面晤いたし呉不申候、御出府いたす段申聞る、  
江府より和泉守殿御沙汰

にて、京地の形勢此の伝聞相違無し愈長州征討へ治定の段、勅命有しにより、右の趣各国  
ミニストル共へ申通様

文吉を以申来る、且例の御書翰御返翰とも届く、御返翰類は夫々達し仏へは此度の新約書を  
添書翰

を渡す、各ミニストルへ□館前和泉守殿御沙汰の趣申達す、夕第七字時前、□送船にて  
瀬兵衛共に

P8311167 left

帰府出帆、暁第三時帰着、

廿五日亥 雲漸晴

一昨夕旧北堂没故に付、夫々報告の使を出せし趣にて、黄窪小君□てう牛姑富沢叔母、藤山  
小君

大塚小君正覚 並通□僧とも来りおれり、午下八つ時出棺、五郎生、笠原(常)、小川父子、  
山田(八)、藤山、田畑、正覚

細谷等菩提寺迄随従見送り、周助、金蔵、兼松等も太郎吉に附属し行けり、須崎伯母、藤山  
小君、町田

小君田畑(つる)岡本(せき)、柳亭、山本(次郎)、伊藤(幸)、伊藤(庄)、三輪等見送り又は□に来  
り、菩提寺に野宮来りおれり

右凶赴京地永持に急便を以申遣し、且彼地の景況をも尋問す、忌服(\*)受御届出し、且昨日  
金港

引合の縷々をも申遣す、各国ミニストルへ御書翰七通自分金港在留の積りにて自分名宛を以

江府より

さし立行違に成る故、右御書翰類宅許へ戻り届く依て右御書翰類、肥後守宅へ返達す、函館

□

□左衛門より七月二日附書通届く、肥州より出棺日□の義聞合文通有し、此度帰着し使節

\*忌服(きぶく)、喪に服すこと

(内は細字双行(一行に小さい文字で二行書き)などの場合です。

□印は解読未了の文字です。私の実力ではすぐ解読できません。

【判読不可】、■は、文章の一部に汚れ、虫食いにより文字が無い等です。